

4. 地域のみどりをつくる制度 みどりをつくる

● 緑の協定制度

住まいの地域のみどりを守り育てるために、市民の皆さんの住宅敷地などのみどりを増やすことについて住民の皆さんの合意を得た上で市と協定を結び、お互いに役割分担したうえでみどりを増やす活動を共に行っていく制度です。市は緑化に対しての技術的なアドバイスや苗木の提供などいろいろな支援を行います。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/kyoutei/midoriseido.html>

● 緑化推進協議会制度

自分達の住む地域の緑を守り育てるために結成した団体を市長が「緑化推進協議会」として認定します。緑化推進協議会が活動する地区の住民の皆さんと市が協働で緑を増やすための活動を行います。認定・実施の際に技術的なアドバイスなどいろいろな支援を行います。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/kyougikai/kyougikaiseido.html>

● 保存樹木・保存並木

樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの 又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定しています。(現在、保存並木の指定実績はありません)

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

● 景観重要樹木

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボリックな存在として、都市景観を特徴づけている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いた上で景観法を基に景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観形成を推進しています。

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

● 札幌景観資産

市民や観光客から親しまれている建造物や樹木などの歴史的な景観資源を大切に継承し、個性豊かな景観を形成するため、札幌市が独自に指定し、保存と活用を図るもの。

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

5. 地域のみどりを守る制度・事業 みどりを守る

● 緑保全創出地域制度

市・市民・事業者・所有者等が一体となって、札幌の緑を豊かなものとし、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な都市環境を確保することを目的として、市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為にあたり、種別ごとに一定の緑化などの確保を図り、みどり豊かな都市環境を保全及び創出する制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/hozensyousai/hozensyousai.html>

● 特別緑地保全地区

街の中の良好な自然環境を形成する緑を保全することを目的とし、都市緑地保全法（現都市緑地法）に基づき都市計画決定されるもので、都市景観上・環境保全上あるいは歴史的・文化的観点から保全する必要のある樹林地等が対象となります。特別緑地保全地区では、建築物の新築や樹木の伐採などの一定の行為を行う際は、都道府県知事の許可を得る必要があります。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/hozenchiku.html>

● 風致地区制度

風致地区内における建築物の建築などの行為を規制することにより、都市の風致を保全し、みどり豊かな都市環境を保全するための制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/fuchisyousai/fuchisyousai.html>

● 緑化施設整備計画認定制度

「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として定められた地区内の建築物について、建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/nintei/ninteiseido.html>

● 都市環境林取得整備事業

市街地近接地で開発志向の強い地域、自然環境・景観及び防災機能上保全が必要な地域などについて、計画的に一般民有林を公有化することにより、これらの森林を保全するものです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/toshikankyau/toshikankyau.html>

6.公園管理の制度 公園管理の制度

● 街区公園等管理業務委託

市民の方の公園への愛着を育み、また、市民の方と行政が一体となって、美しく、安全に、公園を管理するため、町内会等の地域の団体に街区公園等の清掃、草刈の業務を委託しています。

各区土木部維持管理課：連絡先は公園ボランティア欄参照

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/itaku.html>

● 近隣公園清掃業務委託

障がい者団体(施設)等に近隣公園の清掃の業務を委託しています。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/shiminsanka.html>

7. P R P R

● コンテストの実施(「緑と花のフォトコンテスト」)

札幌市内の公園、緑地における、緑や花の魅力、美しさ、公園でのひととき、自然とのふれあいなどを表現した作品を募集します。応募要領などは、都市緑化基金のホームページ、「広報さっぽろ」に掲載いたします。

(財)札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577

ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/photo.html>